

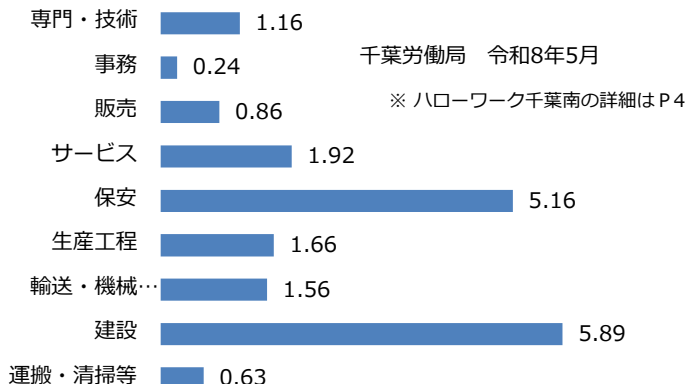
月刊 ハローワークちばみなみ

7
2026

Contents

- 1 障害者の法定雇用率引き上げのご案内 P1
- 2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）
のご案内 P2
- 3 「シニア向け地元企業説明・面接会
in いちはら」開催のお知らせ P3
- 4 有効求人倍率、求人・求職の推移 P3
- 5 賃金情報（バランスシート） P4

職業別有効求人倍率



1 障害者の法定雇用率引き上げのご案内

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、令和8年7月1日から以下のとおり変更となりました。

	令和8年6月まで	令和8年7月以降
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点における障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Q&A

Q 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

📁 障害者雇用納付金制度の概要（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ内）
【URL】https://www.jeed.go.jp/disability/about_levy_grant_system.html



Q 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

📁 障害者雇用のご案内
【URL】<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）のご案内

「早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大及び賃金上昇**を図る事業主に対して助成するものです。

支給要件及び助成額は以下のとおりです。

また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

助成額
中途採用者 1 人あたり
20 万円

「申請の流れ」の「**中途採用率の拡大**」（イまたはロのいずれかを満たす）及び「**中途採用者の賃金上昇**」のいずれも満たす事業主

加算額
中途採用者 1 人あたり
10 万円を加算

以下のいずれかを満たす事業主

- ① 「ローカルベンチマーク」の財務分析結果（総合評価点）が「B」以上
※ローカルベンチマークの詳細は経済産業省のホームページをご参照ください
または
- ② 給与等受給者一人当たりの平均受給額を 5 % 以上上昇させた

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**前日までに中途採用計画の作成・提出が必要です。**

雇い入れ前

- ・ 中途採用計画の作成
- ・ 中途採用に関する情報の公表
(常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ)

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

中途採用率の拡大

- イ 中途採用計画期間中の中途採用率を前年同期と比較して 5 ポイント以上上昇させる
または
ロ 中途採用計画期間における中途採用率が 50 % 以上である

中途採用者の賃金上昇

中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して 5 % 以上上昇させる

助成金支給

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイムを除く）として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前 1 年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前 1 年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い

この他にも要件があります。詳細は「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、千葉労働局職業対策課分室（TEL 043-221-4393）までお問合せください。



ガイドブック

「シニア向け地元企業説明・面接会 in いちはら」を開催します

10月9日（金）に、市原市との共催により市原市市民会館において、シニアを対象に、「就職支援セミナー」及び「地元企業説明・面接会」を昨年度に引き続き開催します。

急速な少子高齢化が進行する中で、人材不足の課題を抱える市内事業者の雇用促進を図るとともに、働く意欲のある高齢者が活躍できる就労機会の拡大を目的とするものです。

当日の面接会は、市原市内に就業場所が所在し、シニア層の採用を計画している事業所が参加予定です。

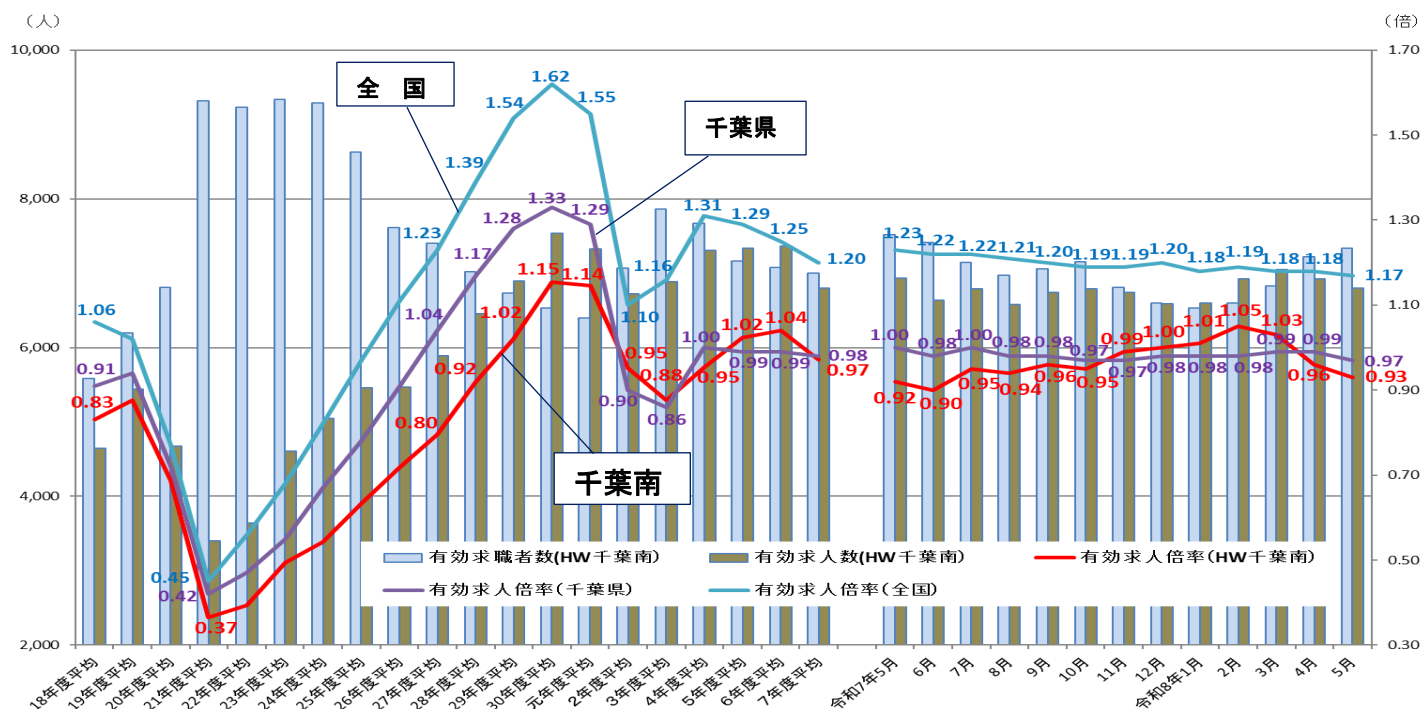


昨年度の面接会の様子

参加ご希望の方は、当ハローワーク千葉南 職業相談部門までお問い合わせください。

☎ 043-300-8609（部門コード41#） ※予約制です。

4 有効求人倍率、求人・求職の推移



(注) 1. 月別の数値は季節調整値であり、季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。(全国及び千葉県の数値)

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれる。

■求人・求職の動向

ハローワーク千葉南の令和8年5月の有効求人数は前年同月比2.0%減少、有効求職者数は同2.5%減少しました。有効求人倍率は0.93倍で、前年同月比0.01ポイント上昇、前月比では0.03ポイント低下しました。新規求人数は前年同月比0.1%減少、新規求職者数は同1.2%減少しました。なお、全国の有効求人倍率は1.17倍、千葉県は0.97倍でした。

5 賃金情報 (バランスシート)

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2026年05月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限 下限	求職希望 賃金			有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限 下限	求職希望 賃金	
3,993	4,359	0.92	317,080	240,335	250,054	職 業 計	2,522	2,949	0.86	1,512	1,297	1,244
15	26	0.58	334,460	265,167	325,000	A管理的職業従事者	0	6	-	0	0	1,350
0	1	-	0	0	0	01管理的公務員	0	1	-	0	0	1,500
0	5	-	0	0	500,000	02法人・団体役員	0	2	-	0	0	1,200
9	14	0.64	296,980	206,500	300,000	03法人・団体管理職員	0	3	-	0	0	0
6	6	1.00	353,200	294,500	250,000	04その他の管理的職業従事者	0	0	-	0	0	0
786	628	1.25	349,071	255,162	284,018	B専門的・技術的職業従事者	343	326	1.05	1,614	1,449	1,616
1	4	0.25	0	0	433,333	05研究者	0	8	-	0	0	2,000
0	0	-	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	-	0	0	0
11	22	0.50	454,250	269,250	326,667	07製造技術者(開発)	0	9	-	0	0	2,000
5	57	0.09	482,200	198,100	230,000	08製造技術者(開発を除く)	0	18	-	0	0	2,567
139	50	2.78	452,106	278,433	363,846	09建築・土木・測量技術者	3	8	0.38	1,800	1,400	2,000
39	112	0.35	0	0	265,000	10情報処理・通信技術者	0	18	-	0	0	2,350
10	11	0.91	382,110	225,137	300,000	11その他の技術者	3	6	0.50	1,150	1,150	1,450
7	11	0.64	327,400	258,000	250,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	3	15	0.20	2,300	1,795	2,400
176	78	2.26	317,214	246,220	307,500	13保健師、助産師、看護師	96	82	1.17	1,863	1,668	1,584
64	27	2.37	336,684	257,295	266,667	14医療技術者	28	15	1.87	2,488	2,171	1,400
35	31	1.13	292,538	225,155	248,889	15その他の保健医療従事者	20	9	2.22	1,387	1,200	1,200
268	92	2.91	327,982	256,694	245,625	16社会福祉専門職業従事者	172	71	2.42	1,357	1,252	1,218
0	3	-	0	0	0	17法務従事者	1	0	-	0	0	0
2	5	0.40	235,000	195,000	300,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	3	0.33	0	0	0
9	20	0.45	300,233	250,233	250,000	19教員	13	16	0.81	1,600	1,333	1,670
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
0	10	-	0	0	250,000	21著述家、記者、編集者	0	4	-	0	0	0
1	55	0.02	0	0	253,750	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	19	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
19	40	0.48	0	0	287,143	24その他の専門的職業従事者	3	24	0.13	0	0	1,236
266	1,310	0.20	262,540	211,348	229,548	C事務従事者	206	768	0.27	1,352	1,228	1,218
165	1,076	0.15	244,903	200,901	222,857	25一般事務従事者	129	656	0.20	1,314	1,228	1,205
19	85	0.22	317,703	285,787	252,308	26会計事務従事者	6	35	0.17	1,500	1,500	1,552
27	32	0.84	433,600	246,900	293,333	27生産関連事務従事者	9	13	0.69	1,150	1,150	1,200
25	72	0.35	244,671	206,421	264,545	28営業・販売事務従事者	10	14	0.71	1,500	1,183	1,450
0	1	-	0	0	0	29外勤事務従事者	1	0	-	0	0	0
30	13	2.31	277,340	212,973	287,500	30運輸・郵便事務従事者	0	5	-	0	0	1,127
0	31	-	0	0	225,714	31事務用機器操作の職業	51	45	1.13	1,750	1,200	1,150
193	196	0.98	323,303	245,315	326,552	D販売従事者	86	113	0.76	1,226	1,191	1,246
106	94	1.13	300,213	213,547	240,909	32商品販売従事者	86	97	0.89	1,226	1,191	1,264
0	7	-	0	0	150,000	33販売類似職業従事者	0	1	-	0	0	1,140
87	95	0.92	326,314	249,459	392,353	34営業職業従事者	0	15	-	0	0	1,200
514	377	1.36	259,854	221,874	233,158	Eサービス職業従事者	850	320	2.66	1,631	1,319	1,197
0	0	-	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	1	3	0.33	0	0	1,000
321	138	2.33	260,531	221,779	233,810	36介護サービス職業従事者	533	92	5.79	1,873	1,381	1,279
67	22	3.05	213,365	193,043	216,667	37保健医療サービス職業従事者	40	14	2.86	1,481	1,206	1,115
14	20	0.70	0	0	250,000	38生活衛生サービス職業従事者	18	5	3.60	1,145	1,145	1,200
37	87	0.43	257,667	220,667	239,286	39飲食物調理従事者	115	100	1.15	1,273	1,227	1,152
47	51	0.92	279,800	233,113	235,714	40接客・給仕職業従事者	90	41	2.20	1,350	1,218	1,150
2	27	0.07	207,000	207,000	200,000	41居住施設・ビル等管理人	1	22	0.05	1,140	1,140	1,213
26	32	0.81	330,000	272,500	232,857	42その他のサービス職業従事者	52	43	1.21	1,421	1,381	1,158
100	43	2.33	293,758	252,308	228,333	F保安職業従事者	500	32	15.63	1,525	1,248	1,165
0	1	-	0	0	380,000	43自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
100	42	2.38	293,758	252,308	198,000	45その他の保安職業従事者	500	32	15.63	1,525	1,248	1,165
15	28	0.54	332,083	225,583	210,000	G農林漁業従事者	24	29	0.83	1,325	1,175	1,143
15	28	0.54	332,083	225,583	210,000	46農業従事者	24	28	0.86	1,325	1,175	1,143
0	0	-	0	0	0	47林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
643	250	2.57	324,314	238,394	256,750	H生産工程従事者	48	77	0.62	1,315	1,205	1,188
17	11	1.55	254,600	214,100	500,000	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
61	15	4.07	293,940	251,900	274,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	1	4	0.25	1,200	1,140	0
1	5	0.20	0	0	200,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	3	-	0	0	0
129	38	3.39	331,290	226,050	242,000	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	17	10	1.70	1,140	1,140	1,140
45	47	0.96	275,754	212,503	245,000	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	10	26	0.38	1,210	1,193	1,220
28	15	1.87	346,819	234,744	250,000	54機械組立従事者	3	6	0.50	0	0	0
284	48	5.92	358,300	267,624	240,000	55機械整備・修理従事者	7	10	0.70	1,550	1,500	1,200
24	3	8.00	288,967	223,200	290,000	56製品検査従事者(金属製品)	2	3	0.67	1,500	1,140	1,150
12	9	1.33	265,000	192,400	200,000	57製品検査従事者(金属製品を除く)	0	5	-	0	0	0
1	8	0.13	0	0	0	58機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
41	51	0.80	308,429	221,714	263,750	59生産関連・生産類似作業従事者	8	9	0.89	1,500	1,140	1,200
342	242	1.41	288,255	246,313	254,600	I輸送・機械運転従事者	155	71	2.18	1,239	1,193	1,200
0	0	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
283	128	2.21	282,310	244,160	248,889	61自動車運転従事者	151	53	2.85	1,222	1,172	1,232
0	0	-	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
33	43	0.77	239,300	226,500	248,182	63その他の輸送従事者	0	5	-	0	0	1,100
26	71	0.37	364,000	275,000	273,333	64定置・建設機械運転従事者	4	13	0.31	1,500	1,500	1,088
827	80	10.34	401,902	260,085	275,263	J建設・探掘従事者	33	20	1.65	1,808	1,675	1,350
132	12	11.00	437,267	278,267	300,000	65建設躯体工事従事者	0	1	-	0	0	0
272	21	12.95	393,474	287,786	250,000	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	28	8	3.50	1,750	1,750	1,350
154	25	6.16	434,645	241,864	292,222	67電気工事従事者	2	3	0.67	0	0	0
269	22	12.23	370,458	234,385	260,000	68土木作業従事者	3	8	0.38	1,866	1,600	1,350
0	0	-	0	0	0	69探掘従事者	0	0	-	0	0	0
292	495	0.59	265,697	228,438	219,524	K運搬・清掃・包装等従事者	277	684	0.40	1,253	1,183	1,160
158	196	0.81	281,053	236,529	234,186	70運搬従事者	20	99	0.20	1,145	1,140	1,201
53	55	0.96	271,290	226,930	190,000	71清掃従事者	92	192	0.48	1,299	1,203	1,142
17	9	1.89	223,833	222,167	200,000	72包装従事者	39	21	1.86	0	0	1,050
64	235	0.27	230,784	209,727	209,000	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	126	372	0.34	1,230	1,173	1,165

※ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

※ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。